

届出により一般病床を設置できる診療所（病床設置届出診療所）について

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までの規定に該当する診療所においては、一般病床の設置について許可を受けることを要せず、届出により設置できることとされています。

和歌山県において当該規定に該当する診療所は次のとおりです。

診療所名	所在地	区分	一般病床数	診療所病床設置 (変更) 届の受理日
いずみウィメンズクリニック	新宮市清水元 1丁目6-33	周産期医療を提供するために特に必要な診療所	10床	平成28年11月2日
花山ママクリニック	和歌山市秋月 483	周産期医療を提供するために特に必要な診療所	19床	平成25年4月18日
稲田クリニック	和歌山市和田 461	周産期医療を提供するために特に必要な診療所	19床	平成28年9月21日
奥村マタニティクリニック	橋本市東家4 丁目18-13	周産期医療を提供するために特に必要な診療所	18床	令和4年6月1日